

## 中国最新法令・政策動向速報 ～改正会社法について～

中国ニューズレター

2024年1月30日号

執筆者:

[張 翠萍](#)[c.zhang@nishimura.com](mailto:c.zhang@nishimura.com)[蔡 雯嫻](#)[w.cai@nishimura.com](mailto:w.cai@nishimura.com)[李 源](#)[y.li@nishimura.com](mailto:y.li@nishimura.com)[志賀 正帥](#)[m.shiga@nishimura.com](mailto:m.shiga@nishimura.com)[陳 致遠](#)[z.chen@nishimura.com](mailto:z.chen@nishimura.com)

## 1. はじめに

中国の現行「会社法」(以下「**現行会社法**」という。)は、1993年に制定された後、2005年に全面的に改正され、さらに1999年、2004年、2013年及び2018年にそれぞれ一部の規定について改正が行われた。しかしながら、会社に対し厳しく監督・管理することを基本的な理念として制定された会社法は、既に中国の市場経済におけるニーズに合わなくなってきたため、実務にマッチした更なる改正が急務となっていた。

こうした動きのなか、全国人民代表大会常務委員会は、2021年12月24日に「会社法(改正草案)」(以下「**一次審議稿**」という。)を、2022年12月30日に「会社法(改正草案二次審議稿)」(以下「**二次審議稿**」という。)を、2023年9月1日に「会社法(改正草案三次審議稿)」をそれぞれ公示した<sup>1</sup>。そして、一次審議稿の公示から約2年後の2023年12月29日に、2回目の全面的改正となる新会社法(以下「**新会社法**」という。)が公布され、2024年7月1日から施行される。

新会社法は全15章、266条から構成され、現行会社法に関する司法解釈の内容を反映しつつも、現行会社法からの変更点は多岐にわたる。本稿では、そのうち、日本企業やその中国グループ会社が特に関心を持つと思われるもの(主に有限責任会社に関するもの)を紹介する。

## 2. 新会社法の主な変更点

### (1) ガバナンスシステムの整備

新会社法では、法定代表者制度の整備、有限責任会社における株主会と董事会の権限分配及び監査委員会制度の導入などを含む、ガバナンスに関する規定が改正された。

<sup>1</sup> 一次審議稿の詳細については弊所HP掲載の「[中国最新法令・政策動向速報\(2022年1月14日号\)](#)」を、二次審議稿の詳細については弊所HP掲載の「[中国最新法令・政策動向速報\(2023年1月16日号\)](#)」をそれぞれ参照されたい。

## ① 法定代表者制度の整備

- 現行会社法では、法定代表者に就任できる者は董事長（董事会非設置会社の場合は執行董事<sup>2</sup>）又は經理<sup>3</sup>に限られているが、新会社法では、上記の者に限定せず、「会社を代表して会社の事務を執行する」董事又は經理に拡大され、法定代表者の選定により柔軟性を持たせることができるようになる<sup>4</sup>。
- 法定代表者の辞任に関するルールも追記された。すなわち、法定代表者が董事又は經理を辞任する場合、法定代表者をも同時に辞任したものと見なされ、また、会社は法定代表者が辞任した日から 30 日以内に新しい法定代表者を確定しなければならないとされている。

## ② 有限責任会社における株主会と董事会の権限分配など

- 株主会と董事会の権限分配
  - ◇ 株主会の職権については、(i)経営方針及び投資計画の決定、(ii)年度予算案・決算案の審査・承認が法定の株主会決議事項から削除された。他方、社債発行は依然として法定の株主会決議事項となっているが、董事会にその権限を委譲することができる旨が明記された。
  - ◇ 董事会の職権については、一次審議稿では、董事会の職権を具体的に列挙する代わりに、「会社法及び定款が定める株主会の職権以外の職権を行使する」という概括的な規定が置かれたが、二次審議稿では従来の列挙方式に戻されると共に、株主会がその権限の一部を董事会に委譲することができることが明確にされ、これらの規定は新会社法でも維持された<sup>5</sup>。
  - ◇ 定款が董事会の職権に加えた制限は、善意の相手方に対抗することができないと明記された。
- 株主会の決議要件
  - ◇ 現行会社法では、株主会の普通決議に関する決議要件については規定が置かれていなかったが、新会社法は、「過半数の表決権を代表する株主」の賛同によって承認される旨が明記された。
- 董事会の定足数、決議要件
  - ◇ 現行会社法では、董事会の定足数及び決議要件に関する規定が置かれていなかったが、新会社法は、定足数については董事の過半数、決議要件についてはすべての董事の過半数とする旨が定められた。

## ③ 監査委員会の設置

- 新たな機関設計として、有限責任会社及び株式有限会社の董事会において、董事により構成される監査委員会を設置することが可能となった（日本会社法上の「監査等委員会」に類似するものといえる。）。監査委員会を設置した場合には、監事会又は監事の設置は不要となる。
- 株式有限会社の監査委員会については定員や資格要件などが定められているが、有限責任会社の監査委員会についてはこれらの規定が置かれていない。

<sup>2</sup> 現行会社法においては、小規模又は株主数が少ない有限責任会社である場合、董事会を設置せずに「執行董事」を 1 名設置することができることとされている。これに対し、新会社法では、上記の場合において「董事」を 1 名設置することができるように修正された。また、全体を通して「執行董事」という用語も「董事」に統一されたため、「執行董事」制度が新会社法の施行により廃止されると思われる。もっとも、あくまで用語の統一であり、職権の縮小といった実質的な変更をもたらすものではない。

<sup>3</sup> 中国語における「經理」は、会社を経営・管理する者という意味を有する。

<sup>4</sup> もっとも、日本のように複数名の董事に会社の代表権を付与すること（すなわち、複数名の法定代表者を選任すること）ができるかは明らかでなく、解釈・運用の動向について引き続き注目する必要がある。

<sup>5</sup> なお、現行会社法に定められていた、董事会の職権の一つである「年度予算案・決算案の制定」も同時に削除された。

#### ④ 小規模有限責任会社における監事設置免除の要件

- 規模が比較的小さく、又は株主数が少ない有限責任会社について<sup>6</sup>、1名の監事を置くことで監事会を非設置とすることができる旨の規定を維持しつつ、すべての株主が同意すれば監事を置かないことも可能となり、機関設計の柔軟性が高められているといえる。

#### ⑤ 董事の人数制限の撤廃、従業員代表董事

- 現行会社法では、有限責任会社の董事会の人数3人～13人とされているが、新会社法ではかかる人数制限が撤廃され、「3人以上」と定められた。
- 現行会社法では、2つ以上の国有企業又は2つ以上の国有投資主体が設立した有限責任会社に対してのみ、従業員から選出される従業員代表を董事会のメンバーとする（すなわち、董事（以下「**従業員代表董事**」という。）として選任する）ことが求められているが、新会社法は、かかる従業員代表董事の選任義務を負う対象を「従業員が300人以上の有限責任会社」に変更した。一方、監事会設置会社であり、かつ、監事会メンバーに従業員代表が含まれている場合には、従業員代表董事を選任する必要がないとされている。したがって、従業員が300人以上の有限責任会社においては、監事会と董事会のいずれかに従業員代表をメンバーとして加えることが義務付けられることになる。

## (2) 資本制度の整備

### (i) 有限責任会社の資本制度（規制緩和からの揺り戻し）

中国の有限責任会社では、「法定資本制」（定款記載の資本（登録資本）がすべて引き受けられている必要がある。）及び「引受資本制」（資本の引受けがあれば、払込みをせずとも株主の地位を取得する。）が採用されている<sup>7</sup>。引受資本制のもとでは、引受けと同時に払込みを完了させる必要がないため、引受資本（＝登録資本）と払込資本とが一致しない状況が生じることになる。かつては、初回の払込みは登録資本の20%及び最低資本金（当時では3万人民元）を下回ってはならず、残りの部分は会社設立日から2年以内に払い込む必要があると定められており、つまり、株主の払込期限が法律上定められていたが、かかる払込期限は2013年に改正された会社法において撤廃され、引き受けられた資本の払込期限は定款で完全に決めることができるようになった。しかし、払込期限が撤廃されることにより、引受資本と払込資本との不一致が解消されない状態が存続しやすくなり、払込資本を会社登記情報から知り得ない登記制度とも相まって、登録資本に見合うだけの資金力を持たない会社が多く出現することになった。

新会社法では、登録資本がその企業の信用度を表す本来の役割を取り戻すべく、払込期限を再び法定すると共に、株主の払込義務の履行を確実とするための制度が多く新設された。

#### ① 払込期限の（再）法定化

- 上記のとおり、有限責任会社における株主の払込期限が再び法定され、原則として会社の設立日から5年以内（以下「**新法定払込期限**」という。）に資本金をすべて払い込まなければならないとされた。か

<sup>6</sup> 「規模が比較的小さく、又は株主数が少ない有限責任会社」の定義・要件については、現行会社法、新会社法のいずれにおいても明確にされていない。

<sup>7</sup> これに対して、日本会社法上の株式会社では、「授權資本制」（定款記載の資本がすべて引き受けられている必要がない。）及び「払込資本制」（一度引き受けられた株式については払い込む必要があり、払込義務を履行することで株主となる。）が採用されている。

かる義務は新会社法施行前に既に設立された会社にも適用され、すなわち、会社の払込期限が新法定払込期限を超えている場合には、徐々に新法定払込期限内に調整しなければならず、出資期限や出資額が明らかに異常である場合には、会社登記機関が遅滞なく調整するよう求めることができると定められている。そのため、定款に定める払込期限の内容次第では、定款変更、払込みの繰上げ又は減資などの対応が必要となると思われる。なお、具体的な調整方法については国務院において定めるとされていることから、施行細則などの公布が待たれる。

## ② 払込義務の履行遅滞における対会社責任

- 現行会社法は、定款所定の期限どおり払込義務を履行しない場合には未履行株主は払込義務を履行した株主に対して債務不履行（違約）責任を負う旨を定めているが、新会社法では、かかる規定が削除された一方、払込義務の履行遅滞が会社に損害をもたらした場合には当該株主は会社に対して賠償責任を負う旨が定められた。

## ③ 失権制度

- 有限責任会社の株主による払込期限の履行遅滞については、以下の失権制度が新設された。
  - ◇ 董事会は、株主の払込状況を確認し、定款所定の払込期限どおりに出資金が払い込まれていないことを発見した場合には、会社において当該株主に対して払込督促状を発送してその払込みを督促しなければならない。なお、払込督促状には期限が徒過した払込みに対する猶予期間を記載することができ、かかる猶予期間は払込督促状の発送日から起算され、60日以上でなければならない。猶予期間の満了後も株主が払込義務を履行しない場合には、会社は、董事会決議を経て当該株主に対して失権通知書を発送することができる。失権通知書の発送日をもって、当該株主は、払い込まなかった持分を失う。
  - ◇ 株主が失権した持分については、当該持分を譲渡又は減資により抹消しなければならない。6か月以内に当該持分が譲渡されず、又は減資により抹消されない場合には、会社の他の株主が自己の出資比率に応じて当該持分につき払込みをする。
  - ◇ 株主が失権に異議がある場合には、失権通知書を受領した日から30日以内に、人民法院に提訴することができる。

## ④ 株主による出資の不正引出しに関する責任

- 司法解釈の規定を踏襲し、会社成立後に株主が出資金の不正引出しを行った場合において、(a)当該株主は出資金の返還義務を負い、また、(b)不正引出しにより会社に損害が生じたときは、責任を負う董事、監事、高級管理職（以下「役員」と総称する。）は当該株主と連帯して賠償責任を負う旨が定められた。

## ⑤ 払込みに関する期限の利益の喪失

- 前記のとおり、新会社法では払込期限が再度法定された。一方、払込期限の定めにかかわらず、債権者保護のために、株主による早期の払込みを求められる制度が新たに設けられた。すなわち、弁済期が到来した債務を会社が弁済することができない場合には、会社又は当該債務の債権者は、払込期限が未だに到来していない株主に対し、期限を繰り上げて払込みをするよう要求できるとされている。



## (ii) 株式会社有限会社の資本制度

### ① 授權資本制の導入、発起人に関する払込資本制の復活

- 新会社法において、株式会社有限会社においては、授權資本制が遂に導入された。すなわち、董事会は、株主会又は定款の授權に基づき、3年以内に発行済株式の50%を超えない範囲で株式を発行できるようになった。
- 発起設立により設立された株式会社有限会社については、1993年会社法の規定が実質的に復活し、発起人は引き受けた株式につき会社設立までに全額払い込まなければならない旨が規定された。

### ② 種類株規則の新設

- 現行会社法では、種類株の発行に関する具体的な規定は置かれていない（種類株の発行については国務院が別途定めることができる、と定められている。）。新会社法では、種類株の類型、制限、種類株の議決制度など種類株に関する詳細な規定が新設された。

## (iii) 持分・債権による現物出資の明記

- 新会社法では、持分による出資の適法性が再度明確にされると共に、債権による出資も可能である旨が規定された。

## (iv) 出資比率に比例しない減資の明記

- 実務上、出資比率に比例しない減資（中国語：定向減資）を可能とする条項が株主のエグジットなどのために投資契約に置かれていることが見受けられる。この点、会社が登録資本の減資を行う場合、現行会社法では、株主の出資比率に応じて行うのか、それとも定款において別途定めることができるのかなどについては明確な規定が置かれていなかった。新会社法は、各株主の出資比率に比例して減資を行うべき原則を示しつつ、法律に別段の定めがある場合、有限責任会社のすべての株主が別途合意した場合、又は株式会社有限会社の定款に別段の定めがある場合にはそれに従う旨を定めた。すなわち、出資比率に比例しない減資については、一定の要件（有限責任会社の場合は株主全員の同意、株式会社有限会社の場合は定款でその旨定めること）を満たせば実施することが可能であることが明確にされた。

## (3) 持分譲渡制度の整備

新会社法は、持分譲渡におけるいくつかの問題点に対し、明確なルールを設けた。

### ① 同意・優先買取権から優先買取権への一本化

- 現行会社法では、有限責任会社の株主（以下、本項において「譲渡希望株主」という。）による株主以外の第三者への持分譲渡につき、他の株主による「同意」と「優先買取権の行使」とが混在する規定ぶりだったが、新会社法では、他の株主による過半数の同意を取得しなければならないという要件が削除され、「優先買取権の行使」の有無に一本化された。すなわち、第三者への持分譲渡につき通知を受けた他の株主が当該通知を受領した日から30日以内に回答しなければ、優先買取権を放棄したものとみなされ、優先買取権を行使する株主がいなければ、譲渡希望株主による第三者への持分譲渡が可能となる。
- 他方、新会社法は、会社の定款に持分譲渡について別段の定めがある場合、かかる定めに従うとも定められているため、現行会社法に基づいて持分譲渡に関するルールを定款に定めている場合（例えば、他の株

主による同意をも要件とする規定を置いている場合)には、新会社法の上記規定が排除される可能性があることに留意する必要がある。

## ② 譲渡された持分の払込義務

- 司法解釈の趣旨を踏襲し、譲渡された持分の払込義務について、以下のように定めている。
  - ◇ 払込期限が未だに到来していない持分を株主が譲渡した場合において、譲受人が払込義務を引き継ぐが、譲受人が期限どおりに払込義務を履行しなかったときには、譲渡人である株主は、譲受人が未履行の払込みにつき補充責任を負う。
  - ◇ 期限どおりに払込みが履行されず、又は現物出資した財産が引き受けた出資金を著しく下回っている場合において、株主が当該持分を譲渡したときには、譲渡人である株主は、出資が不足する範囲で譲受人と連帯責任を負う。ただし、譲受人が上記事情を知らず、かつ、知るのが当然ではない場合には、譲渡人である株主が責任を負う。

## ③ 会社の株主変更登記義務

- 持分譲渡があった場合、請求を受けた会社は、株主名簿の書換え及び所要の変更登記手続をする義務を負い、会社がかかる義務の履行を拒絶するなどしたときには、譲渡人及び譲受人は、人民法院に提訴することができる<sup>8</sup>とされている。持分譲渡における譲受人は、株主名簿の書換えが完了する時点から会社に対し株主としての権利を行使できることも明確にされた<sup>8</sup>。

## (4) 役員の義務・責任の拡大など

新会社法では、役員の義務・責任を拡大する修正が行われ、また、会社の利益関係者への保護を強化すべく、支配株主・実質的支配者に対する規制が強化された。

### ① 忠実義務・勤勉義務の具体化

- 現行会社法では、役員は忠実義務・勤勉義務を負っている旨が定められているが、忠実義務・勤勉義務の内容は明記されていない。新会社法は、新たに忠実義務の内容について「自身の利益と会社の利益の相反を回避する措置を講じなければならず、職権を利用して不当な利益をむさぼってはならない」と定め、また、勤勉義務の内容として「職務執行においては、会社の最大の利益のために、管理者が通常有すべき合理的な注意を尽くさなければならない」と定めた。その上、役員の忠実義務・勤勉義務違反行為については、新会社法における次の②～④の修正・追記が特に注目を浴びている。

### ② 払込みに対する確認・催促に関する董事の賠償責任

- 前述のように、董事会は、株主の払込みについて確認・督促しなければならない。かかる確認・督促義務が履行されなかったことにより会社に損害をもたらした場合には、責任を負う董事が賠償責任を負

---

<sup>8</sup> 新会社法は、株主名簿の記載事項として、①株主の姓名・名称及び住所、②株主の引き受けた資本金額、払い込んだ資本金額、出資方法及び出資日、③出資証明書の番号並びに④株主の資格を取得・喪失した日が挙げられている。

う<sup>9</sup>。

### ③ 利益相反取引、会社のビジネスチャンスの奪取行為や競業行為に対する規制

#### ➤ 利益相反取引

◇ 現行会社法では、定款の定めに従って違反し、又は株主会の同意を経していない利益相反取引は禁止されている。新会社法は、利益相反取引につき、董事会又は株主会に報告しなければならない（報告義務の明記）、かつ、定款に従って董事会又は株主会の決議により承認を得る必要がある（董事会を承認機関として追加）と定めている。

◇ また、利益相反取引には直接取引のみならず、間接取引も含まれることが明らかにされ、更に、締結当事者の範囲についても、(i)役員の前親者、(ii)役員又はその前親者が直接又は間接的に支配している企業、(iii)役員とその他の関係を有する関係者であっても、これらの者と会社との取引は役員と会社との利益相反取引と同視されることが定められた。

#### ➤ ビジネスチャンス奪取行為

◇ 現行会社法では、董事及び高級管理職が職務上の便宜を利用して、自己又は他人のために会社のビジネスチャンスを奪うことは、株主会の同意がなければ許されないものとされている。新会社法は、かかる行為を原則禁止としつつ、(i)董事会又は株主会に報告し、かつ、定款に従って董事会又は株主会の決議により承認された場合、(ii)法令又は定款の規定により会社が当該ビジネスチャンスを利用できない場合には、例外的にかかる行為をすることができる旨を定めている。

#### ➤ 競業行為

◇ 現行会社法では、董事及び高級管理職が会社と同種の事業を営み、又は他人のために営むことは、株主会の同意がなければ許されないものとされている。新会社法は、董事会又は株主会に報告しなければならない（報告義務の明記）、かつ、定款に従って董事会又は株主会の決議により承認を得る必要がある（董事会を承認機関として追加）旨を定めている。

#### ➤ 監事が忠実義務を負うべき主体であることの明確化

◇ 現行会社法では、監事も董事及び高級管理職と同様に忠実義務を負う旨が定められてはいるものの、忠実義務違反行為が例示されている規定においては、董事及び高級管理職のみが規制対象として明記されていたが、新会社法では、監事をも義務を負うべき名宛人として追加した。

#### ➤ 利害関係を有する董事の董事会での議決権行使の禁止

◇ 新会社法では、利益相反取引、ビジネスチャンス奪取行為及び競業行為を董事会において決議する場合、利害関係を有する董事は議決に参加することができず、その議決権も議決権の総数に算入されない旨の規定が追加された。なお、出席した利害関係を有しない董事が3人未満の場合には、当該決議事項を株主会に上程しなければならないとされている。

### ④ 董事・高級管理職の第三者に対する責任制度の新設

➤ 現行会社法では、役員が職務執行に基づく第三者に対する責任について関連規定が置かれていないが、新会社法では、董事・高級管理職が職務執行により他人に損害をもたらした場合には、当該損害につい

---

<sup>9</sup> 株主による出資の不正引出しが会社に損害を与えた場合、責任を負う役員がかかる株主と連帯して賠償責任を負う旨の規定が追加されたことは、前述のとおりである。このほか、資本の維持に関して新たに追加された役員賠償責任として、①会社利益の不法配当に関する役員責任、②違法な減資に関する役員責任、③（株式有限会社における）株式取得に対する金融援助制限の違反に関する役員責任が挙げられる。

ては会社が賠償責任を負うが、故意又は重過失である董事・高級管理職も賠償責任を負う旨の規定が追記された

#### ⑤ 株主代表訴訟の範囲の拡大

- 現行会社法では、有限責任会社の株主は、役員の違法行為や第三者による会社への権利侵害などについて、会社が提訴しない場合に監事会（監事が被告の場合には董事会）に提訴を求めることができ、監事会又は董事会が提訴しない場合には、株主が自ら提訴することができる」とされている。新会社法では、上記の場合のほか、当該会社の完全子会社に同様の事象が発生した場合であっても、株主は、当該完全子会社の監事会や董事会に提訴を求め、又は自ら提訴することができる旨の規定が追記された。

#### ⑥ 董事の辞任・解任

- 新会社法では、董事が辞任する際の規定が追記され、すなわち、書面により会社に通知し、会社が当該通知書を受領した日に辞任の効力が生じるとされている（ただし、後任不在の場合は後任が選任されるまで引き続き職務を執行する。）。
- 司法解釈の趣旨を踏襲し、株主会は解任決議日をもって董事を解任することができるが、正当な理由なく任期満了前の董事を解任する場合には、当該董事は会社に対して賠償を請求することができる」とされている。

#### ⑦ 董事賠償責任保険

- 上場会社については、董事賠償責任保険について関連法令で言及されている。新会社法は、上場会社に限定せず、会社は董事の任期中に、董事が職務執行に起因して負担することになる賠償責任のために、賠償責任保険を付保することができる旨を定めた。

#### ⑧ 株主権濫用の支配株主に対する持分買取請求権

- 少数株主にとっては、合理的な価格で自らの保有持分を会社買い取るよう求める、いわゆる「持分買取請求権」は、自らの利益を保護する重要な救済手段といえる。新会社法は、有限責任会社の株主が持分買取請求権を行使できる場面を追加した。すなわち、有限責任会社の支配株主が株主権利を濫用し、会社又は他の株主の利益を著しく損なった場合には、他の株主は、持分買取請求権を行使できるようになった（なお、買い取った自社持分は 6 か月以内に譲渡し、又は抹消しなければならない）。

#### ⑨ 忠実義務・勤勉義務の適用主体の拡大

- 前記のとおり、新会社法では、役員が遵守すべき忠実義務・勤勉義務の定義及び内容が具体化された。その上、かかる義務を負うべき者の範囲も拡大され、支配株主・実質的支配者が董事に就任していなくとも実際には会社の業務を執行している場合にも、忠実義務・勤勉義務を負う旨定められた。

#### ⑩ 「シャドウ・ディレクター」の責任

支配株主・実質的支配者が董事や高級管理職に指示して、会社又は株主の利益を侵害する行為に従事させた場合には、当該支配株主・実質的支配者は、当該董事や高級管理職と連帯責任を負う旨定められた。



## (5) その他

### ① 法人格否認制度の拡張

- 現行会社法では、株主が会社の独立的地位及び株主の有限責任を濫用して、債務を逃れ、会社及び債権者の利益を著しく損なった場合には、会社の債務に対して当該株主も連帯責任を負う旨が定められている。新会社法では、それに加え、株主がその支配する 2 つ以上の会社を利用して、債務を逃れ、会社及び債権者の利益を著しく損なった場合には、各会社は他の会社の債務に対しても連帯責任を負う旨が追記された。

### ② 決議取消・不成立に関する規定の整備

- 現行会社法は、株主会・董事会の招集手続や議決方法の法令・定款違反や決議内容の定款違反について、株主が決議の取消訴訟を提起できることを定めているが、司法解釈において、例外的に決議の取消しが認められない場合（すなわち、招集手続や議決方法に軽微な瑕疵しかなく、かつ、決議に実質的な影響を及ぼしていない場合）や、決議が不成立の場合（そもそも開催されていない場合など）が定められている。新会社法は、これらの司法解釈の規定を踏襲し、同趣旨の規定を追記した。
- また、司法解釈の規定を踏襲し、株主会や董事会の決議の無効、取消し又は不成立は、当該決議に基づき善意の相手方と形成された民事関係に影響を及ぼさない旨が定められた。
- なお、通知されず、株主会に出席しなかった株主の取消権は、決議日から 1 年間行使されない場合には消滅する旨が追記された。

### ③ 株主の閲覧・謄写権の範囲拡大

- 株主の知る権利を充足するものとして、株主名簿については閲覧権及び謄写権が、会計証憑については閲覧権が明文化された。また、株主が会計事務所、法律事務所等の仲介機構に委託して閲覧権を行使することも可能となった。さらに、株主の閲覧・謄写権の規定は完全子会社に対しても適用される旨が追記された。

### ④ 利益配当の法定期限

- 現行会社法では、利益配当の法定期限が設けられていないが、新会社法では、董事会は、株主会により利益配当の決議が行われた日から 6 か月以内に配当しなければならない旨が規定された。

### ⑤ 資本積立金による損失補填及び無償減資

- 現行会社法では、資本積立金を欠損補填に充てることが認められていないが、新会社法は、先に任意積立金及び法定積立金を欠損補填に充て、それでも欠損がある場合には資本積立金を補填に充てることができることと定めた。
- 資本積立金を欠損補填に充てても欠損がある場合には、減資して欠損補填に充てることができる。なお、この場合、減資によって生じた剰余金は株主に分配されず、株主の払込義務も免除されない。

### ⑥ 略式合併・簡易合併

- 存続会社が消滅会社の持分の 90%以上を保有している場合には、消滅会社では合併に関する株主会決議を要しない（ただし、董事会決議を経る必要がある。）。なお、消滅会社の少数株主は、消滅会社に対し、その持分を買い取るよう求めることができる。

- 吸収合併における対価が存続会社の純資産の10%を超えない場合、存続会社では、定款に別段の定めがある場合を除き、合併に関する株主会決議を経ないことができる（ただし、董事会決議を経る必要がある。）。

#### ⑦ 清算義務者及びその責任の明確化

- 現行会社法では、清算義務者に関する規定が置かれていなかったが、新会社法は、董事が清算義務者となることを明確にした。また、清算義務者は、遅滞なく清算義務を履行しなかったことにより会社又は債権者に損失をもたらした場合には、賠償責任を負うことも明記された。
- 清算組については、現行会社法では、有限責任会社について株主から、株式会社について董事又は株主大会が確定した者から構成されると定められている。新会社法は、有限責任会社及び株式会社ともに董事が清算組のメンバーとなることを原則としつつ、定款又は株主会決議によって他の者を清算組のメンバーとすることもできると定めた。なお、清算組のメンバーは、清算に係る職責を履行するにあたり忠実義務・勤勉義務を負うことも明記された。

#### ⑧ 簡易抹消・強制抹消

- 新会社法は、「市場主体登記管理条例」における簡易抹消の規定を踏襲し、会社が存続期間において債務が発生せず、又はすべての債務を弁済している場合において、すべての株主が上記事実の真実性を約束したときには、（清算手続を経ることなく）簡易抹消手続を利用することができることと規定した。すなわち、国家企業信用情報公示システムにおいて公告を行い（公告期間は20日以上）、第三者からの異議がなければ、公告期間満了後20日以内に登記機関に対し会社登記の抹消を申請することができる。なお、株主が約束した内容が不実である場合には、登記抹消前の会社の債務について連帯責任を負うとされている。
- 登記機関は、営業許可証の取上げ、又は閉鎖命令若しくは取消命令を受けたにもかかわらず、3年が経過しても会社登記の抹消を申請していない会社に対し、強制抹消手続をとることができる。すなわち、国家企業信用情報公示システムにおいて公告を行い（公告期間は60日以上）、第三者からの異議がなければ、公告期間満了後、当該会社の登記を抹消することができる。また、強制抹消された会社の株主、清算義務者の責任は影響を受けないとされている。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 広報課 [newsletter@nishimura.com](mailto:newsletter@nishimura.com)